

現業業務の見直しについて

H17.3.11 分権行革特別委員会資料

1. 見直しの必要性

本県では、極めて厳しい財政状況や市町村合併の進展など、県を取り巻く環境が大きく変化していることから、限られた財源（人材、予算、施設など）を有効に活用しながら、より質の高い行政サービスが提供できる体制を構築する必要がある。

このため、現業業務についても「島根県新行政システム推進計画」に基づき、組織のスリム化や事業の見直しについて、積極的に取り組む。

2. 見直しの基本的な考え方

- (1) 事務事業開始後の社会経済状況の変化に伴い、行政需要等が縮小した業務については、縮小、廃止する。
- (2) 効率的な運営ができる業務や常時一定の職員を配置する必要がない業務については、民間委託や非常勤嘱託化する。
- (3) 本来、行政職員が行うことが適切であると考えられる業務については、行政職員の業務に振り替える。
- (4) 現業職員が持てる能力を十分発揮し、職員一人ひとりが意欲と情熱を持って、いきいきと働くことができるよう取り組む。
- (5) これらの見直しに併せ、見直し期間中は、新たな現業職員の採用は行わない。

3. 見直しの内容

別紙

4. 見直しに伴う職員の処遇（具体的には今後決定する）

見直しに伴う職員の処遇については、希望を調査の上、他の現業職への職種変更や、能力実証を経て行政職への転職（任用替え）を行う。

5. 見直しの実施時期

見直しについては、平成17年4月から順次実施する。

現業業務見直し内容

職 種 名	主な業務内容	将来の業務形態	現行	5年後	将来 (10年後)
運転技師	公用車の運転	業務縮小（3役車、議長車、 県庁、合庁へ一部配置）	98	41	15
電話交換手	電話交換	民間委託（県庁） 行政職員の業務に振替（地 方機関）	15	2	
守 衛	県庁舎の秩序維持	民間委託	11	6	
庁務員	文書の收受発送	業務廃止	1		
応接員	県庁の案内	行政職員の業務に振替	1		
調理師	福祉施設等の調理	一部嘱託化 (施設全体の見直しを検討中)	6	6	5
予防技術員	犬の捕獲、引取り	輸送などを民間委託	9	6	6
指導技術員	授産Cの授産指導	(施設全体の見直しを検討中)	3	3	3
施設管理技師	庁舎、宿舍の保守 管理・修繕	行政職員の業務に振替 一部民間委託	35		
営繕技術員	庁舎、宿舍の保守 管理・修繕	行政職員の業務に振替	1		
農林水産管理 技師	試験研究機関等の 栽培・飼養管理	一部嘱託化・民間委託	54	44	33
土木管理技師 (道路パトロール)	道路パトロール、 道路補修	5年間は現在の体制を継続	57	56	56
土木管理技師 (その他)	道路、河川、空 港、港、ダム の管 理	行政職員の業務に振替 嘱託化 5年間は現在の体制を継続	28	11	5
合 計			319	175	123